

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和4年2月22日(火)

午後1時10分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第5号 函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則の一部を改正する規則について

議案第6号 函南町子ども会活動推進事業費補助金交付要綱の制定について

議案第7号 函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱の一部改正について

議案第8号 令和4年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

議案第9号 令和4年度教育課程等編成申請について

議案第10号 県費負担教職員人事異動の内申について

議案第11号 令和4年度図書特別整理期間による町立図書館の休館日について

5 報 告

報告第2号 令和3年度教育課程等の変更届について

6 そ の 他

(1) 後援依頼について

ア第59回静岡県母親大会

イ第11回税に関する絵はがきコンクール

(2) 次回委員会開催予定

定例会 令和4年3月15日(火) 9:00～ 函南町役場3階 教育委員会室

※総合教育会議 令和4年3月15日(火) 13:10～ 函南町役場2階 大会議室

教育長関係報告事項

令和4年2月22日（火）

月日	曜日	内 容
1月28日	金	・臨時企画会議（9：00～）
1月31日	月	・町内校長会（9：00～） ・田方地区教育長会（14：30～）
2月3日	木	・第2回教員研修協議会委員会（9：30～） ・第4回史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会（14：00～） ・函南町就学支援委員会（14：30～）
2月7日	月	・町議会臨時会（9：00～） ・企画会議（10：30～）
2月8日	火	・MOAコンクール受賞校表彰（9：00～）
2月9日	水	・人事評価面談（8：00～）
2月14日	月	・町議会3月定例会（9：00～）
2月15日	火	・市町教育委員会教育長会（11：00～）
2月17日	木	・町議会3月定例会（9：00～）
2月18日	金	・町議会3月定例会（9：00～）
2月21日	月	・課長等連絡会議（8：40～） ・企画会議（9：00～）
2月22日	火	・定例教育委員会（13：10～） ※新型コロナウイルス感染症感染防止対策により、午前中の定例学校等訪問は中止

議案第 5 号

函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則の一部を改正する規則について

函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則（平成26年函南町教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年2月22日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和4年4月1日から函南中学校に自閉症・情緒障害の特別支援学級が新設されることに伴い、通学する学校について必要な改正を行うものです。

函南町教育委員会規則第 号

函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

函南町教育長

函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則の一部を改正する規則

函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則（平成26年函南町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則

別表2中「

知的障害	別表1の函南中学校学区
知的障害	別表1の東中学校学区
自閉症・情緒障害	町内全域

」を

「

知的障害、自閉症・情緒障害	別表1の函南中学校学区
知的障害、自閉症・情緒障害	別表1の東中学校学区

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新 旧 対 照 表

函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則（平成26年函南町教委規則第2号）

旧	新																										
<u>函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則</u>	<u>函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則</u>																										
別表 2（第 2 条関係）	別表 2（第 2 条関係）																										
<table><tr><th>学校名</th><th>区分</th><th>学区</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>函南中学校</td><td>知的障害</td><td><u>別表 1 の函南中学校学区</u></td></tr><tr><td rowspan="2">東中学校</td><td>知的障害</td><td><u>別表 1 の東中学校学区</u></td></tr><tr><td>自閉症・情緒障害</td><td><u>町内全域</u></td></tr></table>	学校名	区分	学区	(略)			函南中学校	知的障害	<u>別表 1 の函南中学校学区</u>	東中学校	知的障害	<u>別表 1 の東中学校学区</u>	自閉症・情緒障害	<u>町内全域</u>	<table><tr><th>学校名</th><th>区分</th><th>学区</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>函南中学校</td><td><u>知的障害、自閉症・情緒障害</u></td><td><u>別表 1 の函南中学校学区</u></td></tr><tr><td>東中学校</td><td><u>知的障害、自閉症・情緒障害</u></td><td><u>別表 1 の東中学校学区</u></td></tr></table>	学校名	区分	学区	(略)			函南中学校	<u>知的障害、自閉症・情緒障害</u>	<u>別表 1 の函南中学校学区</u>	東中学校	<u>知的障害、自閉症・情緒障害</u>	<u>別表 1 の東中学校学区</u>
学校名	区分	学区																									
(略)																											
函南中学校	知的障害	<u>別表 1 の函南中学校学区</u>																									
東中学校	知的障害	<u>別表 1 の東中学校学区</u>																									
	自閉症・情緒障害	<u>町内全域</u>																									
学校名	区分	学区																									
(略)																											
函南中学校	<u>知的障害、自閉症・情緒障害</u>	<u>別表 1 の函南中学校学区</u>																									
東中学校	<u>知的障害、自閉症・情緒障害</u>	<u>別表 1 の東中学校学区</u>																									

○函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則

平成26年3月26日教委規則第2号

改正

平成28年3月30日教委規則第2号

平成29年6月29日教委規則第4号

令和2年3月25日教委規則第4号

函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則

函南町立小学校・中学校通学区域の設定に関する規則（平成6年函南町教育委員会規則第3号）
の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、函南町内に居住する児童及び生徒（以下「児童等」という。）が、義務教育を受けるため通学する町立の小学校・中学校を指定することを目的とする。

（通学区域及び指定）

第2条 指定する学校は、児童等が保護者（児童等に対して親権を行う者、親権を行う者のいないときは、後見人をいう。以下同じ。）とともに居住する現住所に基づき指定する。

2 前項の規定により、指定する学校の区域（以下「学区」という。）は、別表1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別支援学級に入級する者の小学校及び中学校の学区は、別表2のとおりとする。

（指定校の変更）

第3条 教育委員会は、保護者及び児童等の特別な事由により、児童等が指定された学校に通学が困難であると認められるときは、別表3の基準に基づき、前条の指定を変更することができる。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委規則第2号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 規則の施行の際、この規則による改正前の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条ただし書の規定により、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及

び生徒の通学する学校を指定する規則第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月29日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日教委規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

大字	地番	小学校	中学校
仁田	1～14	函南小学校	函南中学校
仁田	15～25	西小学校	函南中学校
仁田	26～37	函南小学校	函南中学校
仁田	38～41	西小学校	函南中学校
仁田	42～44	函南小学校	函南中学校
仁田	45～49	西小学校	函南中学校
仁田	50～61	函南小学校	函南中学校
仁田	62～65	西小学校	函南中学校
仁田	66～74	函南小学校	函南中学校
仁田	75～291	函南小学校	東中学校
仁田	292	西小学校	函南中学校
仁田	293～778	函南小学校	東中学校
仁田	779～809	函南小学校	函南中学校
仁田	810～842	函南小学校	東中学校
大土肥	1～3—1	函南小学校	東中学校
大土肥	3—2～164—1	函南小学校	函南中学校
大土肥	164—2～166	函南小学校	東中学校
大土肥	167～180	函南小学校	函南中学校
大土肥	181	函南小学校	東中学校
大土肥	182～271	函南小学校	函南中学校
柏谷	1～1344	東小学校	東中学校
畑毛	698—583	丹那小学校	函南中学校

畑毛	1～699の内上記以外の地区	東小学校	東中学校
平井	1～42	桑村小学校	函南中学校
平井	43～638	東小学校	東中学校
平井	639～644	函南小学校	函南中学校
平井	645～661	東小学校	東中学校
平井	662～678	函南小学校	函南中学校
平井	679～1659	東小学校	東中学校
平井	1660～1695	丹那小学校	函南中学校
平井	1696～1698	桑村小学校	函南中学校
平井	1699	東小学校	東中学校
平井	1700～1701	桑村小学校	函南中学校
平井	1702～1709	東小学校	東中学校
平井	1710～1720	丹那小学校	函南中学校
平井	1721～1729	東小学校	東中学校
平井	1730—538・604	東小学校	東中学校
平井	1730の内上記以外の地区	丹那小学校	函南中学校
平井	1731～1732	東小学校	東中学校
平井	1733—980	東小学校	東中学校
平井	1733～1743の内上記以外の地区	丹那小学校	函南中学校
平井	1744～1752	桑村小学校	函南中学校
平井	1753	丹那小学校	函南中学校
丹那	1～1316	丹那小学校	函南中学校
畑	1～999	丹那小学校	函南中学校
軽井沢	1～342	丹那小学校	函南中学校
田代	1～463	丹那小学校	函南中学校
桑原	1～1287	桑村小学校	函南中学校
桑原	1291—48・155 1294—12・32・160	桑村小学校	函南中学校
桑原	1288～1294の内上記以外の地区	丹那小学校	函南中学校
桑原	1295～1295—20	桑村小学校	函南中学校

桑原	1295—25・30・164・240 1299—28 1300—12・15・20・30・146・386・443	桑村小学校	函南中学校
桑原	1295—21～1300の内上記以外の地区	丹那小学校	函南中学校
桑原	1301～1550	桑村小学校	函南中学校
大竹	1～324 725～733	桑村小学校	函南中学校
上沢	1～697	函南小学校	函南中学校
上沢	698～715	桑村小学校	函南中学校
上沢	716～808	函南小学校	函南中学校
上沢	809～819	桑村小学校	函南中学校
上沢	820～885	函南小学校	函南中学校
上沢	886～893	桑村小学校	函南中学校
上沢	894～928	函南小学校	函南中学校
上沢	929～961	桑村小学校	函南中学校
間宮	1～903	西小学校	函南中学校
塚本	1～983	西小学校	函南中学校
肥田	1～1193	西小学校	函南中学校
日守	1～1471	西小学校	函南中学校
新田	1～160	西小学校	函南中学校

別表 2 (第 2 条関係)

学校名	区分	学区
函南小学校	知的障害、自閉症・情緒障害	別表 1 の函南小学校学区、丹那小学校学区及び桑村小学校学区
東小学校	知的障害、自閉症・情緒障害	別表 1 の東小学校学区
西小学校	知的障害、自閉症・情緒障害	別表 1 の西小学校学区
函南中学校	知的障害	別表 1 の函南中学校学区
東中学校	知的障害	別表 1 の東中学校学区
	自閉症・情緒障害	町内全域

別表3（第3条関係）

別表3 (第3条関係)

区分	許可基準		許可期間		添付書類
転居・転出	小学校	学期途中に転居したが通学に支障がない場合	小学校	各学年その学期末又は学年末まで（6年次在学中は卒業）	ア 保護者承諾願 イ 住民異動届
	中学校		中学校	どの学年でも卒業まで	
一時転居	新築改築のため区域外から通学する場合（完成するまで）従前住所へ戻ることが確実の場合		その期間		ア 保護者承諾願 イ 建築確認書写し ウ 住民異動届
転入予定	住宅の新築やアパートの入居等で転居することが確実の場合、前もって転居予定先の学区の学校への就学を認める。		引き渡し予定日		ア 保護者承諾願 イ 入居予定がわかる契約書等の写し
保護者不在	共働き等により帰宅後も保護者不在 預け先地区又は勤務地区の学校 （小学生のみ）		その事由が解消するまで （1年更新）		ア 保護者願い出書 イ 保護者在職証明 ウ 預かり証明書
身体的な理由	身体的な理由で指定校に通学困難な場合		その事由が解消するまで		ア 保護者承諾願 イ 医師の診断書
生徒指導上の問題 教育的配慮	(1) いじめ、不登校等の理由で指定校へ通学が困難な場合 (2) 指定校を変更することにより問題解決が		その事由が解消するまで （卒業まで）		ア 保護者承諾願 イ 指定校校長の意見書 ウ 入学通知書

	見込まれる場合 (3) 引き続き、変更した 学区の中学校へ進学す る場合		
地域事情	(1) 地形等(通学路安全 性等)地域の事情によ り、指定校へ通学が困難 な場合 (2) 地教委が承認した 場合(小学生のみ)	その事由が解消するまで	ア 保護者承諾願 イ 居住区域の地図
兄弟関係	特別な事情で指定校以外 に兄弟が通学し、指定校が 違うため負担が生じる場 合	その事由が解消するまで (卒業まで)	ア 保護者承諾願
その他	(1) 特殊な事情で委員 会が認めた場合 (2) 入学時において入 部予定の部活動がない 場合(町内のみ)	卒業まで	ア 保護者承諾願 イ 事由を証明するた めに教育委員会が求 める書類

議案第6号

函南町子ども会活動推進事業費補助金交付要綱の制定について

函南町子ども会活動推進事業費補助金交付要綱を別紙のとおり制定したいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年2月22日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

町の社会教育関係団体である函南町子ども会連合会が、令和3年度をもって解散することにより、令和4年度から単位子ども会活動を推進及び支援するため、新たに補助金を制定するものです。

函南町告示第 号

函南町子ども会活動推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

函南町長 仁科 喜世志

函南町子ども会活動推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

町長は、子ども会活動の向上と、子どもの健全育成を図るため、子ども会に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「子ども会」とは、町内で子どもの健全育成に向けた活動を行う次に掲げる全ての要件に該当する団体をいう。

- (1) 区又は町内会単位の会で、函南町内に住所を有する5人以上の構成員（子どもを含む。）で活動を行っている会
- (2) 年間を通して、計画的かつ継続的に活動している会
- (3) 活動に当たり、区や学校等と協力している会

第3 補助対象経費及び補助額

- (1) 補助の対象経費
会の活動に伴う保険料
- (2) 補助額
保険料額。ただし保険加入の構成員ひとりにつき、年間160円を上限とし、1年度中に申請できる補助は、構成員ひとりにつき1回を限度とする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
ア 交付申請書（様式第1号）
イ 活動計画書
ウ 保険に加入したことを証明する領収書
エ 保険に加入した人がわかる名簿
- (2) 提出期限
加入した保険期間の属する年度内

第5 補助金の決定及び確定

町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認

めるときは、補助金の額を決定及び確定し、函南町子ども会活動推進事業費補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

第6 請求の手続

(1) 提出書類 1部

規則第13条に定める請求書

(2) 提出期限

補助金交付決定及び確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第7 活動の報告

(1) 提出書類 1部

活動報告書

(2) 提出期限

補助金を受領した年度の活動が終了した日から起算して10日を経過した日まで

第8 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 4 関係)(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

函南町子ども会活動推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

子ども会名

代表者氏名

住所

電話番号

標記の件につきまして、以下のとおり必要書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 事業実績と構成人数

実際に支払った 保険料額		円	
構成人数		人	
内 訳	大人 (指導者など、活動 に参加する者)		人
	未就学児		人
	小 学 生	1 年	人
		2 年	人
		3 年	人
		4 年	人
		5 年	人
		6 年	人
	中学生以上		人
		小学生の 合計 人	

※添付書類

活動計画書、保険に加入したことを証明する領収書、
保険に加入した人がある名簿

様式第2号(第5関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

第 号
年 月 日

子ども会名 様

函南町長 氏 名 印

函南町子ども会活動推進事業費補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった函南町子ども会活動推進事業費補助金について、次のとおり決定し、及び確定したので通知します。

記

交付額

円

函南町規則第 号

函南町補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

函南町長

函南町補助金等交付規則の一部を改正する規則

函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項に次の1号を加える。

(8) 函南町子ども会活動推進事業費補助金

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号）

旧	新
（町費補助金等の特例） 第18条 町費補助金等のうち、次に掲げる町費補助事業等に対して交付するものについては、第5条第1項に規定する交付の条件を省略し、第8条から第13条までの規定にかかわらず、交付の決定後直ちに当該町費補助金等を支払うことができるものとする。 (1) 函南町生ごみ処理機設置費補助金 (2) 函南町死亡獣畜処理事業費補助金 (3) 函南町身体障害者自動車運転免許取得費補助金 (4) 函南町身体障害者自動車改造費補助金 (5) 函南町国民健康保険被保険者健康診査受診費補助金 (6) 函南町立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金 (7) 函南町後期高齢者医療被保険者健康診査受診費補助金	（町費補助金等の特例） 第18条 町費補助金等のうち、次に掲げる町費補助事業等に対して交付するものについては、第5条第1項に規定する交付の条件を省略し、第8条から第13条までの規定にかかわらず、交付の決定後直ちに当該町費補助金等を支払うことができるものとする。 (1) 函南町生ごみ処理機設置費補助金 (2) 函南町死亡獣畜処理事業費補助金 (3) 函南町身体障害者自動車運転免許取得費補助金 (4) 函南町身体障害者自動車改造費補助金 (5) 函南町国民健康保険被保険者健康診査受診費補助金 (6) 函南町立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金 (7) 函南町後期高齢者医療被保険者健康診査受診費補助金 (8) <u>函南町子ども会活動推進事業費補助金</u>

議案第7号

函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱の一部改正について

函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱（昭和63年函教社第135号教育委員長通知）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年2月22日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

町の社会教育関係団体である函南町子ども会連合会が、令和3年度をもって解散することにより、補助金交付団体の対象から外れるため、所要の改正を行うものです。

函南町教育委員会通知第 号

函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱(昭和63年函教社第135号教育委員長通知)の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

旧	新
第2 定義 この要綱において「社会教育関係団体」とは、町内全域を活動対象とする次に掲げる団体をいう。 <u>ア</u> 函南町子ども会連合会 <u>イ</u> ボーイスカウト函南第1団 <u>ウ</u> ボーイスカウト函南第2団 <u>エ</u> ガールスカウト静岡第89団 <u>オ</u> かななみ女性の会 <u>カ</u> 函南町文化協会 <u>キ</u> 特定非営利活動法人函南町体育協会 <u>ク</u> 函南町スポーツ少年団 <u>ケ</u> 函南町歩こう会	第2 定義 この要綱において「社会教育関係団体」とは、町内全域を活動対象とする次に掲げる団体をいう。 <u>ア</u> ボーイスカウト函南第1団 <u>イ</u> ボーイスカウト函南第2団 <u>ウ</u> ガールスカウト静岡第89団 <u>エ</u> かななみ女性の会 <u>オ</u> 函南町文化協会 <u>カ</u> 特定非営利活動法人函南町体育協会 <u>キ</u> 函南町スポーツ少年団 <u>ク</u> 函南町歩こう会

旧				新			
別表（第3 関係）				別表（第3 関係）			
補助の対象			補助額	補助の対象			補助額
事業の 区分	経費	団体名称		事業の 区分	経費	団体名称	
1 青 少年 健全 育成 事業	ア 青少年の健全育成の ために行う事業の実施 に要する経費	函南町子ども 会連合会	300,000円	1 青 少年 健全 育成 事業	ア 青少年の健全育成の ために行う事業の実施 に要する経費 イ 会員の資質向上のた めに行う研修等の事業 の実施に要する経費 ウ 団体の運営に要する 経費	ボーイスカ ウト函南第 1 団	60,000円
		ボーイスカ ウト函南第 1 団	60,000円			ボーイスカ ウト函南第 2 団	60,000円
	イ 会員の資質向上のた めに行う研修等の事業 の実施に要する経費	ボーイスカ ウト函南第 2 団	60,000円			ガールスカ ウト静岡第 89 団	60,000円
		ガールスカ ウト静岡第 89 団	60,000円				
(略)				(略)			

旧	新
様式第1号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型) 函南町社会教育関係団体運営事業計画変更承認申請書 年 月 日 函南町長 氏 名 様 住 所 (所在地) 名 称 代表者 氏 名 ㊟ 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた函南町社会教育関係団体運営事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。 1 事業変更の理由 2 変更の内容	様式第1号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型) 函南町社会教育関係団体運営事業計画変更承認申請書 年 月 日 函南町長 氏 名 様 住 所 (所在地) 名 称 代表者 氏 名 _____ 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた函南町社会教育関係団体運営事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。 1 事業変更の理由 2 変更の内容

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この改正は、令和4年度分の補助金から適用する。

議案第 8 号

令和 4 年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

令和 4 年度函南町一般会計補正予算（第 1 号）のうち、教育委員会関係補正予算を別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和 4 年 2 月 22 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和 4 年度函南町一般会計補正予算（第 1 号）のうち、教育委員会関係補正予算について、町議会の議決を経るべき議案の作成にあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

令和4年度 一般会計補正予算（第1号）3月補正予算

学 校 教 育 課 補 正 予 算

(歳入)									
(函南小学校管理事業)	函南	小	学	校	管	理	事	業	)
(丹那小学校管理事業)	丹那	小	学	校	管	理	事	業	)
(桑村小学校管理事業)	桑村	小	学	校	管	理	事	業	)
(東小学校管理事業)	東	小	学	校	管	理	事	業	)
(西小学校管理事業)	西	小	学	校	管	理	事	業	)
(小学校教育振興事業)	小	学	校	教	育	振	興	事	業
(函南中学校管理事業)	函南	中	学	校	管	理	事	業	)
(東中学校管理事業)	東	中	学	校	管	理	事	業	)
(中学校教育振興事業)	中	学	校	教	育	振	興	事	業

令和4年度 学校教育課補正予算（第1号）要求一覧表

歳入

単位：千円

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
函南小学校管理事業 丹那小学校管理事業 桑村小学校管理事業 東小学校管理事業 西小学校管理事業 小学校教育振興事業 函南中学校管理事業 東中学校管理事業 中学校教育振興事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 学校教育費補助金 新型コロナウイルス感染症対 応地方創生臨時交付金	2,199	23,099	25,298	補助対象事業の追加により歳入額を増額する。 ・GIGAスクール端末充電アダプタ等購入による増額 充電アダプタ 5,500円×2,741台×1.1=16,583,050円 リモート授業用カメラセット 92,000円×54セット×1.1=5,464,800円 計22,047,850円…① ・感染症対策学校保健消耗品購入による増額 函南小学校・東小学校・西小学校・・・150,000円×3校=450,000円 丹那小学校・桑村小学校・・・100,000円×2校=200,000円 函中学校・東中学校・・・200,000円×2校=400,000円 計1,050,000円…② 合計 23,099,000円（①+②+1,150円） ※歳出が充当事業ごとに端数切り上げのため、1,150円分端数調整あり
合 計		2,199	23,099	25,298	

令和4年度 学校教育課補正予算（第1号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
函南小学校管理事業	需用費 消耗品費	1,839	150	1,989	感染症対策として、消毒液やハンドソープなどの消耗品購入費用を増額する。 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小 計		1,839	150	1,989	
丹那小学校管理事業	需用費 消耗品費	1,000	100	1,100	感染症対策として、消毒液やハンドソープなどの消耗品購入費用を増額する。 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小 計		1,000	100	1,100	
桑村小学校管理事業	需用費 消耗品費	1,000	100	1,100	感染症対策として、消毒液やハンドソープなどの消耗品購入費用を増額する。 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小 計		1,000	100	1,100	
東小学校管理事業	需用費 消耗品費	2,360	150	2,510	感染症対策として、消毒液やハンドソープなどの消耗品購入費用を増額する。 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小 計		2,360	150	2,510	
西小学校管理事業	需用費 消耗品費	1,770	150	1,920	感染症対策として、消毒液やハンドソープなどの消耗品購入費用を増額する。 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小 計		1,770	150	1,920	
小学校教育振興事業	備品購入費 庁用器具費	2,000	14,709	16,709	コロナ禍によるリモート授業を円滑に実施するため、GIGA端末を家庭に持ち帰った時に必要な充電アダプタ及び映像配信用のカメラ等購入費用を増額する。 ・充電アダプタ 5,500円×1,829台×1.1=11,065,450円 ・リモート授業用カメラセット 92,000円×36セット×1.1=3,643,200円 合計14,708,650円 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小 計		2,000	14,709	16,709	
函南中学校管理事業	需用費 消耗品費	1,880	200	2,080	感染症対策として、消毒液やハンドソープなどの消耗品購入費用を増額する。 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小 計		1,880	200	2,080	
東中学校管理事業	需用費 消耗品費	1,850	200	2,050	感染症対策として、消毒液やハンドソープなどの消耗品購入費用を増額する。 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小 計		1,850	200	2,050	

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
中学校教育振興事業	備品購入費 庁用器具費	600	7,340	7,940	コロナ禍によるリモート授業を円滑に実施するため、GIGA端末を家庭に持ち帰った時に必要な充電アダプタ及び映像配信用のカメラ等購入費用を増額する。 ・充電アダプタ 5,500円×912台×1.1=5,517,600円 ・リモート授業用カメラセット 92,000円×18セット×1.1=1,821,600円 合計7,339,200円 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小 計		600	7,340	7,940	
合 計		14,299	23,099	37,398	

令和4年度 一般会計補正予算（第1号）3月補正予算

生涯学習課補正予算

(歳入)
(農村環境改善センター管理事業)
(コミュニティ推進事業)
(文化センター管理事業)
(図書館等管理事業)
(仏の里美術館管理事業)
(体育施設管理事業)
(運動公園等管理事業)
(木立キャンプ場管理事業)

令和4年度 生涯学習課補正予算（第1号）要求一覧表

歳入

単位：千円

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
農村環境改善センター 管理事業	国庫支出金 国庫補助金 農林水産業費国庫補助金 農地費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金	0	23	23	補助対象事業の追加により歳入額を増額する。 ・農村環境改善センター環境整備機器購入事業 非接触式温度計・消毒機 20,500円×1台×1.1=22,550円
小 計		0	23	23	
コミュニティ推進事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 社会教育費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金	0	59	59	補助対象事業の追加により歳入額を増額する。 ・西部コミュニティセンター環境整備機器購入事業 非接触式温度計・消毒機 20,500円×1台×1.1=22,550円 アクリルパーテーション(窓口用) 32,900円×1台×1.1=36,190円 計 58,740円
小 計		0	59	59	
文化センター管理事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 社会教育費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金	0	627	627	補助対象事業の追加により歳入額を増額する。 ・文化センター環境整備事業 便座クリーナー用消毒液(R2設置分) 6,000円×5本×1.1=33,000円 空気清浄機フィルター(R2設置分) 30枚×18,000円×1.1=594,000円 計 627,000円
		0	63	63	補助対象事業の追加により歳入額を増額する。 ・文化センター環境整備機器購入事業 非接触式温度計・消毒機 20,500円×1台×1.1=22,550円 アクリルパーテーション(窓付き) 18,000円×2台×1.1=39,600円 計 62,150円
小 計		0	690	690	

歳 入

単位：千円

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
図書館等管理事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 社会教育費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金	0	841	841	補助対象事業の追加により歳入額を増額する。 ・図書館環境整備事業 本専用消毒剤等 計 840,602円
		0	2,376	2,376	補助対象事業の追加により歳入額を増額する。 ・図書館パワーアップ事業 小中学校団体貸出用図書(調べ学習) 新刊書装備費込 書籍購入費(小学校用2、中学校用1) 6,000円×60冊×3セット×1.1=1,188,000円 幼稚園・保育園・留守家庭児童保育所団体貸出用図書 (大型絵本、季節の絵本・紙芝居等) 新刊書装備費込 書籍購入費(幼1、保1、留1) 6,000円×60冊×3セット×1.1=1,188,000円 計 2,376,000円
小 計		0	3,217	3,217	
仏の里美術館管理事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 社会教育費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金	0	23	23	補助対象事業の追加により歳入額を増額する。 ・仏の里美術館環境整備機器購入事業 非接触式温度計・消毒機 20,500円×1台×1.1=22,550円
小 計		0	23	23	
体育施設管理事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 社会教育費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金	0	23	23	補助対象事業の追加により歳入額を増額する。 ・函南町体育館環境整備機器購入事業 非接触式温度計・消毒機 20,500円×1台×1.1=22,550円
小 計		0	23	23	
運動公園等管理事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 社会教育費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金	0	23	23	補助対象事業の追加により歳入額を増額する。 ・運動公園環境整備機器購入事業 非接触式温度計・消毒機 20,500円×1台×1.1=22,550円
小 計		0	23	23	

歳 入

単位：千円

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
木立キャンプ場管理事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 社会教育費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金	0	43	43	補助対象事業の追加により歳入額を増額する。 ・木立キャンプ場環境整備機器購入事業 非接触式温度計・消毒機 20,500円×1台×1.1=22,550円 アクリルパーテーション（窓付き） 18,000円×1台×1.1=19,800円 計 42,350円
小 計		0	43	43	
合 計		0	4,101	4,101	

令和4年度 生涯学習課補正予算（第1号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
農村環境改善センター管理事業	備品購入費 庁用器具費	0	23	23	農村環境改善センター環境整備機器購入事業 施設における感染防止対策の強化と、利用者の利便性向上のための機器購入費用を増額する。 ・非接触式温度計・消毒機 20,500円×1台×1.1=22,550円 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小 計		0	23	23	
コミュニティ推進事業	備品購入費 庁用器具費	0	59	59	西部コミュニティセンター環境整備機器購入事業 施設における感染防止対策の強化と、利用者の利便性向上のための機器購入費用を増額する。 ・非接触式温度計・消毒機 20,500円×1台×1.1=22,550円 ・アクリルパーテーション(窓口用) 32,900円×1台×1.1=36,190円 計 58,740円 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小 計		0	59	59	
文化センター管理事業	需用費 消耗品費	686	627	1,313	文化センター環境整備事業 施設における感染防止対策を強化するため、消毒剤等購入費用を増額する。 ・便座クリーナー用消毒液(R2設置分) 6,000円×5本×1.1=33,000円 ・空気清浄機フィルター(R2設置分) 30枚×18,000円×1.1=594,000円 計 627,000円 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
	備品購入費 庁用器具費	0	63	63	文化センター環境整備機器購入事業 施設における感染防止対策の強化と、利用者の利便性向上のための機器購入費用を増額する。 ・非接触式温度計・消毒機 20,500円×1台×1.1=22,550円 ・アクリルパーテーション(窓付き) 18,000円×2台×1.1=39,600円 計 62,150円 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小 計		686	690	1,376	

事業名	歳出科目	補正前予算 税別	補正額	補正後予算額	説 明
図書館等管理事業	需用費 消耗品費	1,637	841	2,478	図書館環境整備事業 図書館における感染防止対策を強化するため、本専用消毒剤、OAクリーナー、図書消毒機消耗品等を購入を増額する。計 840,602円 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
	備品購入費 図書購入費	5,000	2,376	7,376	図書館パワーアップ事業 図書館に長時間滞在できないため、小中学校貸出用調べ学習資料を充実させる費用を増額する。 ・小中学校団体貸出用図書(調べ学習) 新刊書整備費込 書籍購入費(小学校用2、中学校用1) 6,000円×1.1×60冊×3セット=1,188,000円 ・幼稚園・保育園・留守家庭児童保育所団体貸出用図書 (大型絵本、季節の絵本・紙芝居等) 新刊書整備費込 書籍購入費(幼1、保1、留1) 6,000円×1.1×60冊×3セット=1,188,000円 計 2,376,000円 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小計		6,637	3,217	9,854	
仏の里美術館管理事業	備品購入費 庁用器具費	0	23	23	仏の里美術館環境整備機器購入事業 施設における感染防止対策の強化と、利用者の利便性向上のための機器購入費用を増額する。 ・非接触式温度計・消毒機 20,500円×1台×1.1=22,550円 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小計		0	23	23	
体育施設管理事業	備品購入費 庁用器具費	0	23	23	函南町体育館環境整備機器購入事業 施設における感染防止対策の強化と、利用者の利便性向上のための機器購入費用を増額する。 ・非接触式温度計・消毒機 20,500円×1台×1.1=22,550円 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小計		0	23	23	
運動公園等管理事業	備品購入費 庁用器具費	275	23	298	運動公園環境整備機器購入事業 施設における感染防止対策の強化と、利用者の利便性向上のための機器購入費用を増額する。 ・非接触式温度計・消毒機 20,500円×1台×1.1=22,550円 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小計		275	23	298	

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
木立キャンプ場管理事業	備品購入費 庁用器具費	0	43	43	木立キャンプ場環境整備機器購入事業 施設における感染防止対策の強化と、利用者の利便性向上のための機器 購入費用を増額する。 ・非接触式温度計・消毒機 20,500円×1台×1.1=22,550円 ・アクリルパーテーション（窓付き） 18,000円×1台×1.1=19,800円 計 42,350円 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業
小 計		0	43	43	
合 計		7,598	4,101	11,699	

議案第 9 号

令和 4 年度教育課程等編成申請について

函南町立小・中学校管理規則（昭和32年函南町教育委員会規則第 2 号）第 5 条第 2 項の規定により、函南町立小中学校長から別紙のとおり令和 4 年度教育課程等編成申請があったので、教育委員会の承認を求める。

令和 4 年 2 月 22 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

各小中学校長が編成した教育課程等について、函南町立小・中学校管理規則の規定により、教育委員会の承認を求めるものです。



様式第6号（第12条関係）

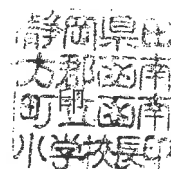
教育課程等編成申請書

函小第 1274 号

令和4年2月8日

函南町教育委員会 様

函南町立函南小学校長 渡邊 衛



別紙のとおり令和4年度教育課程及び授業日時数を、函南町学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和4年度教育課程編成表

学校名 函南町立函南小学校

校長名 渡 邊 衛

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	101日		101日	202日
第2学年	101日		101日	202日
第3学年	101日		101日	202日
第4学年	101日		101日	202日
第5学年	101日		101日	202日
第6学年	101日		101日	202日

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月8日	10月7日	4月8日	
第2学期	10月11日	3月17日		
第3学期	月 日	月 日		3月17日
修学旅行	10月20日から	10月21日まで	場所	東京方面または山梨方面
集団宿泊訓練	月 日から	月 日まで	場所	
その他 主な 行事	運動会	5月28日	内容	主体的に参加し、子ども同士の絆を深める
	かななんドリーム博	11月11日	内容	力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ
	持久走記録会	12月7日	内容	主体的に参加し、最後まで走りぬく
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	4年4月1日(金)から4年4月7日(木)まで
夏季休業日	4年7月23日(土)から4年8月24日(水)まで
冬季休業日	4年12月24日(土)から5年1月5日(木)まで
学年末休業日	5年3月18日(土)から5年3月31日(金)まで
その他校長が必要と認めた休業日	令和4年5月30日(月)運動会振替

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国 語	326	325	255	249	185	183
	社 会			78	92	100	105
	算 数	144	185	185	180	185	180
	理 科			90	105	105	105
	生 活	106	110				
	音 楽	72	70	60	60	50	50
	図画工作	72	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	106	105	105	105	90	92
	教科小計 A	826	865	833	851	825	820
道 徳 B		35	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35	70	70
総合的な学習の時間 D				70	70	82	72
特活 I	学級活動 E	37	38	36	36	36	36
総授業時数 A + B + C + D + E		898	938	1009	1027	1048	1033
特別 活動 Ⅱ	児童(生徒)会活動	6	5	5	5	16	17
	クラブ活動				8	8	8
	学校行事	18	15	15	14	25	35
	小 計 F	24	20	20	27	49	60
打 切 時 数 G		70	39	49	65	63	67
総時数 A + B + C + D + E + F + G		992	997	1078	1119	1160	1160

函南町学校管理規則第3条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函 南 町 立 函 南 小 学 校

校長名 渡 邊 衛

【2学期制施行のための学期変更に伴う理由】

子どもたち一人一人の、人格の完成・自立などそれぞれの個性や能力を伸ばし、その可能性を開花させるための基礎を培うことは、学校教育の重要な役割である。

そこで、函南小学校では、「生きる力」を育むための教育実践を継続実施し、一人一人の子どもへ「確かな学力」、「豊かな感性」、「健やかな心身」を育成することを目指して、教育課程の工夫改善を計画している。子どもの実態把握や的確な見取りに基づく授業改善、教職員の資質向上のための継続的・段階的な研修、また、コミュニティスクールを柱とする保護者や地域との連携・協働の体制づくりなどである。

これらを推進していく為に、2学期制の教育課程を編成することが適切であると考える。

1 2学期制の実施のために以下のような条件整備を実施する。

(1) 保護者との面談及び教育相談の実施（十分な時間配分を確保して）

- ①家庭訪問の実施（4月末の5日間、全家庭）
- ②保護者面談の実施（7月…全保護者対象・12月…希望及び必要と認めた保護者）
- ③長期休業までの学校生活のあらわれについて説明
- ④教師と保護者で、有意義な長期休業の過ごし方について、課題を明確にする。

(2) 学びを深化・発展・統合させるための総合的な学習の展開

（学習の連続と夏季休業の有効活用）

- (3) 2学期制をより機能させるバランスの良い学校行事等の配置
- (4) 保護者、地域との協働を目指す開かれた教育課程の編成と実施
（コミュニティスクールの推進）

その結果、次のような子どもの変容が期待できる2学期制が可能になる。

2 確かな学力の保障のために

(1) 子ども自らが課題を設定し、目的意識をもった学習プロセスができる。

- ①子どもが「主体的・対話的で深い学び」に向かう授業の研究実践
- ②指導と評価の一体化を目指した教育活動の実践
- ③キャリア教育の理念を生かした教科指導・体験活動の推進
- (2) ゆとりをもった学習時間により基礎・基本の定着が図れる。
- (3) 問題解決型の学習ができる。
- (4) 個に応じた指導と評価ができる。
 - ①長期休業での様々な体験が期待できる。
 - ②通知表作成事務に替わり子どもの学習の経過を見取ることができる。
 - ③長期休業の過ごし方について個別に指導する余裕が生まれる。
 - ④長期休業中の学びの確認や発表に十分な時間を確保できる。
- (5) 総合的な学習の時間において、地域と一体となった活動ができる。
- (6) 読書や保健衛生の活動など、家庭と連携した活動ができる。

様式第 6 号 (第12条関係)

教 育 課 程 等 編 成 申 請 書

函丹小第 1276 号

令和4年2月4日

函南町教育委員会 様

函南町立丹那小学校長 植松 研吾



別紙のとおり令和4年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

令和 4 年 度 教 育 課 程 編 成 表

学校名 函 南 町 立 丹 那 小 学 校

校長名 植 松 研 吾

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第 1 学期 (前期)	第 2 学期	第 3 学期 (後期)	授業日数計
第 1 学年	101		101	202
第 2 学年	101		101	202
第 3 学年	101		101	202
第 4 学年	101		101	202
第 5 学年	101		101	202
第 6 学年	101		101	202

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第 1 学期	4 月 8 日	10 月 7 日	4 月 8 日	
第 2 学期	月 日	月 日		
第 3 学期	10 月 11 日	3 月 17 日		3 月 17 日
修学旅行	10 月 20 日から	10 月 21 日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	6 月 14 日から	6 月 15 日まで	場所	三島市立箱根の里
その他 主 な 行 事	玄岳遠足	5 月 2 日	内容	縦割班で玄岳登山を行う
	オール丹那運動会	10 月 1 日	内容	丹那幼稚園と合同で実施する (CS、PTA、地域住民も参加)
	オール丹那自給自足DAY	11 月 16 日	内容	各学年で栽培した作物を調理して食する
	ありがとうの会	3 月 2 日	内容	各学年から感謝の気持ちを伝える

(3) 休業日

学 年 始 休 業 日	4 年 4 月 1 日 (金) から 4 年 4 月 7 日 (木) まで
夏 季 休 業 日	4 年 7 月 23 日 (土) から 4 年 8 月 24 日 (水) まで
冬 季 休 業 日	4 年 12 月 24 日 (土) から 5 年 1 月 5 日 (木) まで
学 年 末 休 業 日	5 年 3 月 18 日 (土) から 5 年 3 月 31 日 (金) まで
その他校長が必要 と認めた休業日	5月6日(金)参観日振替 10月3日(月)運動会振替

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国語	316	324	259	255	184	182
	社会			70	90	100	105
	算数	146	186	190	186	184	182
	理科			90	105	105	105
	生活	112	113				
	音楽	71	70	60	60	50	52
	図工	71	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	107	107	109	109	94	94
	教科小計 A	823	870	838	865	827	825
	道 徳 B	34	35	35	35	35	35
	外国語活動 C			35	35	70	70
	総合的な学習の時間 D			70	70	70	70
特活 I	学級活動 E	49	42	35	35	35	35
	総授業時数 A + B + C + D + E	906	947	1013	1040	1037	1035
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	2	2	2	2	6	6
	クラブ活動				8	8	8
	学校行事	25	27	27	41	44	43
	小 計 F	27	29	29	51	58	57
	打 切 時 数 G	41	34	86	81	77	80
	総時数 A + B + C + D + E + F + G	974	1010	1128	1172	1172	1172

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立丹那小学校

校長名 植 松 研 吾

令和4年度の教育課程を編成するにあたり、丹那小学校で2学期制を実施する理由は下記のとおりである。

記

学習指導要領で掲げられている「社会に開かれた教育課程」を推進するために、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携するよう、CSオール丹那会議を位置付けている。CSオール丹那会議では、学校と地域、保護者が一体となって魅力的な学校を作っていくことや小規模特認校に向けた計画が話し合われている。

学校では、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、教科等横断的な学習の充実やカリキュラムマネジメントを推進していきたいと考えている。また、GIGAスクール構想により配備された一人一台端末を、より有効に活用できるよう手立てを考えていく必要がある。

そこで、令和4年度においても、2学期制を実施することにより、長いスパンの有効性を活用した連続的学習活動を展開することで、子供に寄り添った学びの実現を目指していきたいと考えた。また、平成27年11月に策定された函南町教育大綱重点施策推進プランでは、重点的に講ずべき施策の中に、小規模校のよさを生かした教育活動を推進することが明記されている。

以上のことから、丹那小学校の強みを最大限に発揮するために地域総がかりの教育を進める教育課程を編成した。

様式第6号（第12条関係）

教育課程等編成申請書

函桑小 第1235号

令和4年2月1日

函南町教育委員会 様

函南町立桑村小学校



別紙のとおり令和4年度教育課程及び授業日時数を、函南町学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和4年度教育課程編成表

学校名 函南町立桑村小学校

校長名 藤原 啓

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	101		101	202
第2学年	101		101	202
第3学年	101		101	202
第4学年	101		101	202
第5学年	101		101	202
第6学年	101		101	202

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月8日	10月7日	4月8日	
第2学期	10月11日	3月17日		
第3学期	月 日	月 日		3月17日
修学旅行	10月20日から	10月21日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	6月14日から	6月15日まで	場所	三島市立箱根の里
その他 主な 行事	原生林探検	5月13日	内容	原生林散策 縦割り班活動
	運動会	10月1日	内容	縦割り班を中心とした運動会
	持久走記録会	12月1日	内容	自分の目標に向かって取り組む長距離走
	6年生を送る会	2月22日	内容	6年生に感謝の意を伝え、励ます児童集会

(3) 休業日

学年始休業日	4年4月1日(金)から 4年4月7日(木)まで
夏季休業日	4年7月23日(土)から 4年8月24日(水)まで
冬季休業日	4年12月24日(土)から 5年1月5日(木)まで
学年末休業日	5年3月18日(土)から 5年3月31日(金)まで
その他校長が必要と認めた休業日	4年10月3日(月) 運動会振替休業日

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国 語	321	322	246	247	177	177
	社 会			71	90	100	105
	算 数	152	182	175	180	178	175
	理 科			90	105	106	105
	生 活	115	111				
	音 楽	75	75	60	60	50	50
	図 工	75	75	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	110	110	105	105	90	90
教科小計 A		848	875	807	847	811	807
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35	70	70
総合的な学習の時間 D				72	71	71	71
特活 I	学級活動 E	52	43	35	35	35	38
総授業時数 A + B + C + D + E		934	953	984	1023	1022	1021
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	2	2	2	2	2	2
	クラブ活動				6	6	6
	学校行事	24	24	22	43	44	43
	小 計 F	24	26	24	51	52	51
打 切 時 数 G		52	31	85	61	61	63
総時数 A + B + C + D + E + F + G		1010	1010	1093	1135	1135	1135

函南町学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立桑村小学校

校長名 藤原 啓

本校では、令和4年度も2学期制を継続し、学校教育目標の具現をめざしていきたいと考えている。2学期制を継続する主な理由は、以下の3点である。

(1) 授業時数を確保しやすい。

学習指導要領実施での時数増に対応する。昨年度の経験で時数増への対応も、2学期制であったことによって大変有効に対応できた。3学期制では7月、12月は学期末となり成績処理等で慌ただしいが、2学期制ならば長期休業に入る直前までゆったり授業をすることが可能であるという大きなメリットがある。

(2) 児童のよさや可能性、学習の到達状況を、より長いスパンで見取ることができる。

図工や家庭科など週当たりの授業時数が少ない教科においても、児童がじっくりと課題に取り組むことができるため、よいあらわれや成長の様子をたくさんとらえて評価に生かすことができる。

また、長い学期を2ステージに分け、行事を核にした目標を設定することで、めりはりのある教育活動を展開することもできる。

(3) 長期休業も学期の一部ととらえ、学びを連続させることができる。

長期休業も活用して、課題を追究したり、まとめたり、補充的な学習を促進したりすることで、児童の意欲を持続させていきたい。その成果やがんばりを認め、励ましていくことも児童の意欲向上につながると期待できる。

2学期制を実施して10年以上となり、児童や保護者、教職員にもかなり浸透している。2学期制のよさを生かした教育課程を編成し、「豊かな感性と生きる力をもつ子どもの育成」につなげていきたい。

様式第6号（第12条関係）

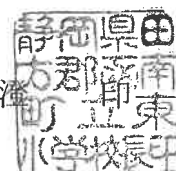
教育課程等編成申請書

函東小第1412号

令和4年2月8日

函南町教育委員会 様

函南町立東小学校長 西川 真澄



別紙のとおり令和4年度教育課程及び授業日時数を、函南町学校管理規則
第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和4年度教育課程編成表

学校名 函南町立東小学校

校長名 西川 真澄

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	101		101	202
第2学年	101		101	202
第3学年	101		101	202
第4学年	101		101	202
第5学年	101		101	202
第6学年	101		101	202

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月8日	10月7日	4月8日	
第2学期	10月11日	3月17日		
第3学期	月 日	月 日		3月17日
修学旅行	11月10日から	11月11日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	9月15日から	9月16日まで	場所	東小学校体育館
その他 主な 行事	スポーツデイ	6月4日	内容	ペア活動も取り入れた運動会
	ジョギングデイ	10月21日	内容	生涯スポーツを楽しむ体験活動
	光の子ランド	12月2日	内容	学習を生かした創意工夫ある活動発表
	ありがとうの会	3月1日	内容	お世話になった方々に感謝の気持ちを伝える

(3) 休業日

学年始休業日	4年4月1日(金)から4年4月7日(木)まで
夏季休業日	4年7月23日(土)から4年8月24日(水)まで
冬季休業日	4年12月24日(土)から5年1月5日(木)まで
学年末休業日	5年3月18日(土)から5年3月31日(金)まで
その他校長が必要と認めた休業日	4年6月6日(月) スポーツデイ振替休業日

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国 語	310	316	246	248	175	176
	社 会			72	90	102	106
	算 数	140	176	178	180	178	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	106				
	音 楽	69	70	60	60	50	50
	図 工	70	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	104	107	105	107	92	90
教科小計 A		795	845	811	850	812	807
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35	70	70
総合的な学習の時間 D				70	70	70	70
特活 I	学級活動 E	34	37	35	35	35	38
総授業時数 A + B + C + D + E		863	917	986	1025	1022	1020
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	3	3	2	2	2	2
	クラブ活動				6	6	6
	学校行事	30	26	22	43	44	44
	小 計 F	33	29	24	51	52	52
打 切 時 数 G		39	31	85	59	61	63
総時数 A + B + C + D + E + F + G		935	977	1095	1135	1135	1135

函南町学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立東小学校

校長名 西 川 真 澄

本校では、学校教育目標「しなやかで ともに学ぶ子 やり抜く子」の実現をめざして、3つの経営目標を掲げ教育活動を推進し、以下のような成果や子どもの姿が見られた。

【1】 3間を整える。(1)空間 (2)人間 (3)時間

- ・年度始めに、全校がダンスを実施したことで、児童も教師も共通理解することができ、指導の一貫性が高まった。
- ・業間の外遊びを通して、日光を浴びて体を動かすことで健康の保持増進につながった。
- ・年度当初にルールとリレーションを高め、定期的なSSTの授業や教育相談により、温かい人間関係づくりができています。

【2】 学びのクオリティを高める (4)基礎基本の定着 (5)主体的で対話的な深い学びの追究

- ・子供主体の授業を目指し、一人一人の思考を生かした学びの地図づくりを行うことで97%の子が学習に計画的に取り組むことができた実感している。
- ・年間2回Special English Dayを設定し、外国語で学んだことを生かしたり外国の文化にふれあい、親しんだりすることができ、学びの意欲向上につながっている。
- ・全国学力・学習調査の結果分析をもとに、授業改善に努め、対話力の向上に取り組んだ結果、算数、国語ともに全国平均点よりも上回った。
- ・会議・業務の精選から子供と向き合う時間や教員の放課後の時間を確保し、個別指導や教材研究の時間確保に努めている。

【3】 最大の共有体験から活力を高める (6)3大missionを軸に、学校や地域を創造

- ・重点活動を焦点化し、子供も教職員も同じ方向に向かった共有体験を重ねることで、子供たちの主体性や創造性が育っている。
- ・PTAを中心とした支援や参加を受けながら、子供たちが創る運動会・光の子ラント・ありがとうの会を実施している。
- ・多種多様なスポーツに親しむジョギングデイを行事に位置づけることで、生涯にわたり体を動かすことを楽しむ子が育成されつつある。

以上のような成果や子どものあらわれをもとに、令和4年度も学校教育目標を「しなやかで ともに学ぶ子 やり抜く子」とし、子どもたちの自主性・主体性を伸ばすことを重点に教育活動を推進する。

様式第 6 号 (第12条関係)

教育課程等編成申請書

函西小第 1339 号

令和 4 年 2 月 8 日

函南町教育委員会 様

函南町立西小学校長 久保田



別紙のとおり令和 4 年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則第 5 条第 2 項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和4年度教育課程編成表

学校名 函南町立西小学校

校長名 久保田 正基

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	101		101	202
第2学年	101		101	202
第3学年	101		101	202
第4学年	101		101	202
第5学年	101		101	202
第6学年	101		101	202

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月8日	10月7日	4月8日	
第2学期	10月11日	3月17日		
第3学期	月 日	月 日		3月17日
修学旅行	10月20日から	10月21日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	7月5日から	7月6日まで	場所	桃沢野外活動センター
その他 主な 行事	運動会	5月28日	内容	全校縦割り3色対抗で実施
	ひめしゃらの集い	11月25日	内容	学級単位で発表等の活動
	持久走記録会	12月7日	内容	学年別に運動場で実施
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	4年4月1日(金)から 4年4月7日(木)まで
夏季休業日	4年7月23日(土)から 4年8月24日(水)まで
冬季休業日	4年12月24日(土)から 5年1月5日(木)まで
学年末休業日	5年3月18日(土)から 5年3月31日(金)まで
その他校長が必要 と認めた休業日	5月30日(月)運動会振替

2 教育課程表

学 年 教科領域等		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教 科	国 語	324	326	249	248	176	177
	社 会			72	93	102	106
	算 数	143	180	177	178	177	177
	理 科			92	108	107	107
	生 活	115	115				
	音 楽	70	74	64	63	52	51
	図画工作	74	74	64	63	52	51
	家 庭					62	56
	体 育	108	110	108	109	91	91
	外国語					71	71
	教科小計 A	834	879	826	862	890	887
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35		
総合的な学習の時間 D				70	70	70	70
特活 I	学級活動 E	35	36	37	37	37	37
総授業時数 A + B + C + D + E		903	950	1003	1039	1032	1029
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	6	6	6	6	17	17
	クラブ活動				6	6	6
	学校行事	22	18	19	21	38	37
	小 計 F	28	24	25	33	61	60
打 切 時 数 G		41	36	63	101	80	84
総時数 A + B + C + D + E + F + G		972	1010	1091	1173	1173	1173

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函 南 町 立 西 小 学 校

校長名 久 保 田 正 基

例年同様に2学期制を実施したところ、下記の利点が確認できたので、令和4年度も2学期制により教育課程を編成した。

- 1年間を4つのステージに分けている。1学期、2学期、それぞれを2つのステージに分け、ステージごとに取り組むべき目標を設定して教育活動を展開することで、教育的効果を上げることが期待できる。
- 学期が長いので、成長の度合いが自覚できた。また学習の連続性が確保でき、基礎基本の確実な定着を図ることができた。
- 7月、12月の時期に、落ち着いて授業に取り組むことができた。
- コロナ禍においても学期が長いので、慌てずに学習を進めることができた。

様式第 6 号 (第12条関係)

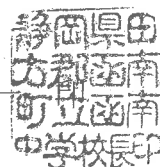
教育課程等編成申請書

函中 第1646 号

令和4年2月4日

函南町教育委員会 様

函南町立函南中学校長 平野 好一



別紙のとおり令和4年度教育課程及び授業日時数を、函南町学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成したので、承認を申請します。

別紙

令和4年度教育課程編成表

学校名 函南町立函南中学校

校長名 平 野 好 一

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	71	82	49	202
第2学年	72	82	49	203
第3学年	72	82	49	203
第4学年				
第5学年				
第6学年				

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月7日	7月22日	4月8日	
第2学期	8月25日	12月23日		
第3学期	1月6日	3月17日		3月17日
修学旅行	6月2日から	6月4日まで	場所	京都・奈良
集団宿泊訓練	月 日から	月 日まで	場所	
その他 主な 行事	職場体験	6月 2～3 日	内容	2年生による職場体験学習
	蒼龍祭体育の部	9月 30 日	内容	縦割りによる色別競技など
	蒼龍祭文化の部	10月 14 日	内容	合唱、英語スピーチ、合奏など
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	R4年4月1日(金)から R4年4月6日(水)まで
夏季休業日	R4年7月23日(土)から R4年8月24日(水)まで
冬季休業日	R4年12月24日(土)から R5年1月5日(木)まで
学年末休業日	R5年3月18日(土)から R5年3月31日(金)まで
その他校長が必要と認めた休業日	

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国語	141	141	106			
	社会	106	106	141			
	数学	141	106	141			
	理科	106	141	141			
	音楽	49	35	35			
	美術	49	36	36			
	保健体育	106	106	106			
	技術・家庭	71	71	36			
	外国語	141	141	141			
教科小計 A		910	883	883			
道 徳 B		36	36	36			
外国語活動 C							
総合的な学習の時間 D		52	76	76			
特活 I	学級活動 E	53	57	57			
総授業時数 A + B + C + D + E		1051	1052	1052			
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	11	11	11			
	クラブ活動						
	学校行事	37	39	39			
	小 計 F	47	50	50			
打 切 時 数 G		76	76	76			
総時数 A + B + C + D + E + F + G		1174	1178	1178			

様式第 6 号 (第12条関係)

教 育 課 程 等 編 成 申 請 書

函東中 第 1473 号

令和4年2月2日

函南町教育委員会 様

函南町立東中学校長 樋口 正則



別紙のとおり令和4年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則
第5条第2項の規定に従い編成したので、承認を申請します。

別紙

令和4年度教育課程編成表

学校名 函南町立東中学校

校長名 樋口 正 則

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	71	82	49	202
第2学年	72	82	49	203
第3学年	72	82	49	203
第4学年				
第5学年				
第6学年				

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月7日	7月22日	4月8日	
第2学期	8月25日	12月23日		
第3学期	1月6日	3月17日		3月17日
修学旅行	5月12日から	5月14日まで	場所	広島、京都
集団宿泊訓練	月 日から	月 日まで	場所	
その他 主な 行事	職場体験学習	9月 ⁸ / ₉ 日	内容	職場での職業体験
	柏友祭体育の部	10月14日	内容	学年種目、集団演技
	柏友祭文化の部	10月28日	内容	合唱コンクール、学習発表
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	4年4月1日(金)から	4年4月6日(水)まで
夏季休業日	4年7月23日(土)から	4年8月24日(水)まで
冬季休業日	4年12月24日(土)から	5年1月5日(木)まで
学年末休業日	5年3月18日(土)から	5年3月31日(金)まで
その他校長が必要と認めた休業日		

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国語	141	142	106			
	社会	106	106	141			
	数学	141	106	141			
	理科	106	142	141			
	音楽	46	36	36			
	美術	46	36	36			
	保健体育	106	106	106			
	技術・家庭	71	71	36			
	英語	141	142	141			
教科小計 A		904	887	884			
道 徳 B		35	35	35			
外国語活動 C							
総合的な学習の時間 D		51	70	70			
特活 I	学級活動 E	38	40	40			
総授業時数 A + B + C + D + E		1028	1032	1029			
特別 活動 Ⅱ	児童(生徒)会活動	6	6	5			
	クラブ活動						
	学校行事	34	34	34			
	小 計 F	40	40	39			
打 切 時 数 G		104	106	110			
総時数 A + B + C + D + E + F + G		1172	1178	1178			

○函南町立小・中学校管理規則（抜粋）

昭和32年4月1日教委規則第2号

函南町立小・中学校管理規則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、函南町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関する基本的事項について定めるものとする。

第2章 学年、学期及び休業日

（学年）

第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第3条 学年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、学期及び学期の期間を別に定めることができる。

（休業日）

第4条 休業日は、次のとおりとする。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

（2）日曜日

（3）土曜日

（4）学年始休業日 4月1日から4月8日までの間において、校長が定める期間

（5）夏季休業日 7月15日から8月31日までの間において、校長が定める期間

（6）冬季休業日 12月15日から翌年1月10日までの間において、校長が定める期間

（7）学年末休業日 3月15日から3月31日までの間において、校長が定める期間

（8）前各号のほか、校長が必要と認めた休業日

2 前項第4号から第8号までの休業日を設けようとするときは、校長はその期間、事由及び実施計画書を添え、函南町教育委員会（以下「委員会」という。）へ届け出なければならない。

第3章 教育活動及び教材教具の取扱い等

（教育課程及び授業日時数）

第5条 学校の教育課程及び授業日時数は、学習指導要領及び別に定める基準により校長が編成する。

2 前項の規定により、教育課程及び授業日時数を定めたときは、校長は、速やかに委員会に届け出なければならない。届け出の後、これを変更したときも同様とする。

（授業日変更停止等）

第6条 校長は、学習指導要領に基づいた学校行事に伴い、授業日と休業日（ただし、国民の祝日を除く。）を相互に変更しようとする場合は、委員会に届け出て、その他の場合で授業日と休業日を相互に変更しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

2 非常変災その他急迫の事情のため臨時に授業を行わない場合は、校長は、直ちにその旨を委員会に報告しなければならない。

（特別活動）

第7条 学校の行なう特別活動は、別に定める基準により計画し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。ただし、特別の事情により基準をこえて実施しようとする場合は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

議案第10号

県費負担教職員人事異動の内申について

県費負担教職員の人事異動に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条第1項及び第2項の規定により、静岡県教育委員会へ内申するため、教育委員会の承認を求める。

令和4年2月22日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和4年4月の県費負担教職員の人事異動にあたり、市町教育委員会の内申が必要のため、教育委員会の承認を求めるものです。

議案第11号

令和4年度図書特別整理期間による町立図書館の休館日について

令和4年度の図書特別整理期間として、函南町立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年函南町教育委員会規則第1号）第4条第1項第4号の規定により、町立図書館の休館日を定めたいので、教育委員会の承認を求める。

休館日 令和5年2月20日(月)から3月1日(水)まで

令和4年2月22日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

年1回の蔵書点検作業など行う図書特別整理期間を、町立図書館休館日に定めるため、教育委員会の承認を求めるものです。

○函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

平成25年2月5日教委規則第1号

改正

平成26年4月22日教委規則第6号

平成26年7月18日教委規則第7号

函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年函南町条例第16号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、函南町立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、保存して利用に供すること。
- (2) 図書館資料の利用に関して、その相談に応ずること。
- (3) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、資料展示会等の開催及びその奨励に関すること。
- (4) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (5) 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力並びに他の図書館との図書館資料の相互貸借に関すること。
- (6) その他必要な業務に関すること。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日にあつては、午後5時）までとする。ただし、水曜日は午前9時30分から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月4日まで。ただし、4日が月曜日の場合は5日まで）
- (3) 図書整理日（毎月第4金曜日とし、その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その前日とする。）
- (4) 図書特別整理期間（毎年10日以内の範囲において教育委員会が定める期間）

(館内利用)

第5条 第2条第1号に規定する図書館資料を図書館内において利用する者（以下「館内利用者」という。）は、所定の場所において利用しなければならない。

2 館長が指定する図書館資料は、館長が指定した場所において利用しなければならない。

3 館内利用者が退館するときは、当該利用した図書館資料を所定の場所に返却しなければならない。

(遵守事項)

第6条 館内利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料を利用する場所では、音読（所定の場所において音読をする場合を除く。）、談話、飲食その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 建物敷地内では、喫煙をしないこと。
- (3) その他管理上必要な事項について館長の指示に従うこと。

(館外貸出し)

第7条 館長は、図書館資料の館外貸出しを行うことができる。

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に居住する者
- (2) 町内に通勤し、又は通学する者（前号に掲げる者を除く。）

3 館長は、広域的な図書館活動を行うため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、館外貸出しを行うことができる。

4 身体障害その他の理由により、来館することが困難であると認められる者に対しては、郵送等による館外貸出しを行うことができる。

- 5 館外貸出しを受けられる図書館資料の点数は、1人につき図書は10冊以内、雑誌は3冊以内、視聴覚資料は3点以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 6 館外貸出しの期間は、貸出日から15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 7 図書館資料のうち、次に掲げるものは貸出しをしない。

- (1) 汚損又は破損が著しいもの
- (2) 破損しやすく、保存上特別な注意を必要とするもの
- (3) 第5条第2項に規定する図書館資料（館長が特に認めた場合を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が貸し出すことを不適当と認めたもの（利用者カード）

第8条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、身元を証する書類を提示して利用者カード交付申込書（様式第1号）を館長に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

- 2 館外貸出しを受けるときは、利用者カードを提示しなければならない。
- 3 利用者カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。（利用者カードの取扱い）

第9条 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カード交付申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかに利用者カード記載事項変更届（様式第2号）を館長に提出しなければならない。

- 2 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カードを紛失し、又は損傷したときは、利用者カード紛失・損傷届（様式第3号）を館長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による届出を受けたときは、館長は、利用者カードの再交付をすることができる。
- 4 利用者カードを再交付したときは、当該届け出た者から実費を徴収することができる。（団体貸出し）

第10条 館長は、図書館資料の団体貸出しを行うことができる。

- 2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる団体は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 町内の教育施設その他公共施設
 - (2) 町内の社会教育関係団体
 - (3) 前2号に掲げる団体のほか、館長が適当と認める町内の団体、事業所等
- 3 館外貸出しを受けられる図書資料の点数は、1団体につき100冊以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 館外貸出しの期間は、貸出日から2か月以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 5 第7条第7項の規定は、団体貸出しについて準用する。（団体利用者カード）

第11条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする団体の責任者は、身元を証する書類を提示して団体利用者カード交付申込書（様式第4号）を館長に提出し、団体利用者カードの交付を受けなければならない。

- 2 第8条第2項及び第3項の規定は、団体利用者カードについて準用する。（団体利用者カードの取扱い）

第12条 第9条の規定は、団体利用者カードの取扱いについて準用する。（貸出しに係る禁止事項）

第13条 貸出しを受けた者又は団体は、貸出しを受けた図書館資料を転貸し等営利目的に利用し、又は当該図書館資料の利用に関して金品等を受けてはならない。（館外貸出しの停止）

第14条 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者又は団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて貸出しを停止することができる。

- (1) 第7条第6項及び第10条第4項に規定する貸出し期間内に図書館資料を返納しなかったとき。
- (2) 第8条第3項、第9条第2項又は第13条の規定に違反したとき。

（図書館資料の複製）

第15条 図書館資料の複製（複写）を求める者は、図書館資料複製申込書（様式第5号）を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の申込みのあった場合において、複製により著作権法（昭和45年法律第48号）上問題が生ずるおそれがあると認めるときその他図書館資料の複製が適当でないとき、当該申込みに応じないものとする。
- 3 図書館資料を複製したときは、当該申込者から実費を徴収する。

(寄贈)

第16条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

2 図書館資料の寄贈に要する費用は、寄贈者の負担とする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 寄贈を受けた図書館資料は、図書館所蔵の図書館資料と同様に取り扱うものとする。

(図書館協議会)

第17条 条例第15条に規定する函南町立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が未定の場合には、教育委員会がこれを招集することができる。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(職員)

第18条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月22日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月18日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

報告第 2 号

令和 3 年度教育課程等の変更届について

函南町立小・中学校管理規則第 5 条第 2 項に基づく令和 3 年度教育課程等の変更について、別紙のとおり届出の内容を報告する。

令和 4 年 2 月 22 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

令和 3 年 9 月 24 日付け議案第 42 号で承認された東小学校の教育課程等及び令和 3 年 12 月 22 日付け報告第 4 号で報告した西小学校の教育課程等変更届の内容に軽微な変更が生じ届出を受理したため、教育委員会に報告するものです。



様式第7号（第12条関係）

教育課程等変更届

函東小第1436号

令和4年2月21日

函南町教育委員会様

函南町立東小学校長

西川 真澄

次のとおり令和3年度教育課程及び授業日時数を変更したので、届け出ます。

変更の概要	(変更前)	(変更後)
	修学旅行 11月19日(金) 3月4日(金)	修学旅行 11月19日(金) 3月8日(火)
変更理由	新型コロナウイルス感染症感染まん延防止期間が6日までであるため、延期して実施	

(注) 変更部分を朱書した変更前の表及び新たに作成した変更後の表を各1部添付すること。



教 育 課 程 等 変 更 届

函 西 小 第 1409 号

令 和 4 年 2 月 18 日

函南町教育委員会 様

函南町立西小学校長

久保田正基

次のとおり令和3年度教育課程及び授業日時数を変更したので、届け出ます。

	(変更前)	(変更後)
変 更 の 概 要	修学旅行を2回に分け、第1回目を10月22日（金）に日帰りで山梨方面へ実施し、第2回目を2月18日（金）に静岡方面へ実施予定。	修学旅行を2回に分け、第1回目を10月22日（金）に日帰りで山梨方面へ実施し、第2回目の修学旅行を3月8日（火）に静岡方面へ実施予定。
変 更 理 由	まん延防止等コロナウイルス感染症対策期間延長のため。	

（注）変更部分を朱書した変更前の表及び新たに作成した変更後の表を各1部添付すること。

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和4年2月分)

番号	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	第59回 静岡県母親大会	第59回静岡県母親大会実行委員会 実行委員長 粕谷 たか子	分科会：令和4年5月22日(日) 伊東市観光会館 全体会：令和4年7月24日(日) オンライン	有料	有	有
2	第11回 税に関する絵はがきコンクール	一般社団法人 三島田方法人会女性部会 木下 益枝	令和4年7月1日(金)～令和4年9月30日(金) 三島田方法人会事務局	無料	有	有
3	以下余白					
4						
5						
6						
7						
8						

(第1号様式)

令和 4 年 / 月 2 / 日

函南町教育委員会 教育長 様

住 所 静岡市葵区春日2丁目9-1

氏 名 第59回静岡県母親大会実行委員会

実行委員長 粕谷 たか子

(連絡先) 054-253-6081



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第59回静岡県母親大会		
期 日	分科会：令和4年5月22日（日）12:00～15:00 全体会：令和4年7月24日（日）14:00～16:15		
会 場	分科会：伊東市観光会館 全体会：オンライン		
主催者	団体名	第59回静岡県母親大会実行委員会	
	代表者	実行委員長 粕谷 たか子	
	所在地	静岡市葵区春日2丁目9-1	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	伊東市・同教育員会をはじめ県内各市町及び同教育委員会、県内マスコミ各社(申請中)



事業の対象 と 目 的	一般市民を対象とし、「生命を生みだす母親は 生命を育て 生命を守ること」をのぞみます」のスローガンのもと、子どもたちをはじめ、すべての人たちが安心して豊かに暮らせる平和な社会を作ろうと、草の根の女性たちが集い、学びあう場として毎年集会を開催しています。		
事業内容	5月22日の分科会は、教育・防災・憲法などの問題別集会と伊東市内をめぐる5つの見学分科会を実施。 7月24日の全体会は、記念講演「地球の危機と気候正義のためにできること」（講師：武本匡弘さん・プロダイバー）を中心としてオンラインで実施します。		
申請理由	多くの市民の方々に内容を知らせ、参加を呼びかけたいため。営利目的ではなく、草の根の女性たちの地位向上や社会活動への参画、生涯学習に資するものと考えています。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	990円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

第 59 回静岡県母親大会開催要綱

1 開催趣旨

母親大会は、1954 年にアメリカがビキニ環礁で行った水爆実験で、焼津のマグロ漁船「第 5 福竜丸」など多くの漁船が核の被害を受けたことをきっかけに、「核戦争の危機から子どもの命を守ろう」との母親たちの声から始まった。以来、「生命を生みだす母親は 生命を育て 生命を守ることをのぞみます」のスローガンのもと、すべての人たちが安心して豊かに暮らせる平和な社会を作ろうと、草の根の女性たちが集い、学びあう場として毎年大会を積み重ねている。

今年も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、分科会と全体会を別々の日時・会場で行いオンラインを併用する。

2 主 催 静岡県母親大会連絡会

3 開 催 第 59 回静岡県母親大会実行委員会

4 開催日時と会場

分科会 5 月 22 日(日) 12:00～15:00 伊東市観光会館

全体会 7 月 24 日(日) 14:00～16:15 オンラインで実施

5 内 容

分科会 6 つの問題別集会(教育・子育て・若い世代交流・憲法・税金・防災)と伊東市内をめぐる 5 つの見学分科会

全体会 記念講演「地球の危機と気候正義のためにできること」
講師：武本匡弘さん(プロダイバー・環境活動家)
各地からの報告

6 参加目標人数 1,300 人

7 参加協力券 一般 990 円 学生を含め子ども無料

8 後 援 県内各市町・市町教育委員会・マスコミ各社(申請中)

9 その他

①各会場とも感染防止対策を徹底し全体会・分科会とも事前予約制とする。

②広報のチラシは 3 月初旬に 1 回発行する。

第59回静岡県母親大会収支予算書

1 収入

(単位円)

項 目	予算	摘 要
参加券	1,287,000	990円×1,300人
協力分担金	580,000	団体、個人等
広告料	860,000	しおり掲載分(個人、団体)
合計	2,727,000	

2 支出

(単位円)

項 目	予算	摘 要
企画設営費	550,000	当日資料印刷代、会場使用料
講師料	360,000	記念講演講師・分科会助言者謝礼、同交通費
広報費	480,000	チラシ、ポスター印刷代
通信費	85,000	電話・郵便・宅急便代
会議費	57,000	会議室利用料
交通費	755,000	実行委員等交通費
事務費	250,000	消耗品・印刷代
記録集	140,000	記録集印刷代
予備費	50,000	大会保険料他
合 計	2,727,000	

2021 年第 58 回

静岡県母親大会記録集

生命を生み出す母親は 生命を育て 生命を守ることをのぞみます



浜北文化センターでの全体会（7月4日） 講師の望月衣塑子さん 左は手話通訳者

主 催 静岡県母親大会連絡会

開 催 2021 年第 58 回静岡県母親大会実行委員会
浜北・天竜実行委員会



はじめに ～大会の経過と概要～

2021年第58回静岡県母親大会は、新型コロナウイルス感染拡大により、2020年5月に予定していた大会を1年延期し、7月4日(日)に全体会を、5～6月に分科会を実施しました。

今年もコロナ感染は収まらず、会場の密状態を避けるため、全体会は浜松市浜北区の浜北文化センターをメイン会場に、オンライン(YouTubeの限定公開)で12カ所の拠点会場と個人に配信して実施。分科会は16の地域でテーマ別の分科会兼地域母親大会を行いました。

全体会は浜北文化センターに379人、拠点会場509人、個人234人が参加。(合計1,122人)

分科会は16会場に979人が参加し、全体会と合わせると、県大会の総参加者数は1,411人になりました。

全体会 in 浜北+オンライン

7月4日(日)14:00～16:10

メイン会場の浜北文化センター
大ホールからYouTubeで配信
県内各地12カ所の拠点視聴会場と個人

分科会 5月から6月に県内16会場
で地域母親大会を兼ねて開催

全体会プログラム

14:00 オープニング映像 浜松市立北
浜中学校和太鼓部「龍神太鼓」

14:07 あいさつ

14:15 記念講演 望月衣塑子さん
(東京新聞記者)
「民主主義とメディア」

15:40 各地・各分野からの報告

16:05 次回開催地 伊東へ
バトンタッチ(映像)

* 開始前に浜北・天竜の見どころと浜松センター合唱団の演奏を映像で紹介。

全体会オンライン視聴 拠点会場

地 域	会 場	会議室名
掛川	掛川市文化会館「シオーネ」	大会議室1・2
島田	島田市立六合公民館「ロクティ」	多目的ホール
藤枝、焼津	藤枝文化センター	集会室
静岡	静岡労政会館	5階展示室
清水	清水テルサ	7階大会議室ABC
富士	ロゼシアター	第1会議室
富士宮	富士宮市総合福祉会館	第1・第2会議室
裾野、御殿場・小山	裾野市民文化センター	35・36会議室
沼津	大手町会館	2階大ホール
三島、函南	三島市民活動センター	4階第1・第2会議室
伊豆の国、伊豆	あやめ会館(伊豆の国市長岡)	—
伊東	ふらっとハウス・ポレポレ	—

写真で見る 第58回静岡県母親大会 in 浜北

+オンライン



市立北浜中学 龍神太鼓



鈴木開催地
実行委員長



静岡 新婦人



清水



市立北浜中学 龍神太鼓



司会 山下さん

核兵器廃絶の運動
新日本婦人の会静岡支部



核廃絶署名
目標達成17044筆



全教

35人学級へ舵を切った文科省



県評 湯澤さん



掛川 鈴木さん



浜松 池谷さん



駐車場



交通 浜北駅前



会場準備



受付の様子



浜松センター合唱団



オンライン配信チーム



検温 消毒
ここで!



分科会

「西から昇った太陽」3 会場で上映 核廃絶に向け講演、トーク



浜松・湖西



浜北



裾野



島田



富士宮



伊豆



焼津



清水



磐田・袋井



富士



静岡



三島・函南



藤枝



沼津



伊東



掛川





1975年東京都生まれ。慶応義塾大学法学部卒。千葉・埼玉などの各県警担当、東京地検特捜部担当を歴任。2004年、日本歯科医師連盟の闇献金疑惑の一連の事実をスクープし、自民党と医療業界の利権構造を暴く。社会部でセクハラ問題、武器輸出、軍学共同、森友・加計学園問題などを取材。

著書に「武器輸出と日本企業」「新聞記者」「同調圧力」「なぜ日本のジャーナリズムは崩壊したのか」「権力と新聞の大問題」など。

森友・加計疑惑をめぐる首相官邸の記者会見で、当時の菅官房長官に鋭い追及を重ね、注目を浴びる。二児の母。

講演要旨

テーマ：「民主主義とメディア

—コロナ禍で見た日本の危うさと私たちのくらし—

映画『新聞記者』『i-新聞記者ドキュメント』を制作したのは、公文書の改ざんを指示され、公僕としての良心に苦しむ公務員の悲哀と内閣調査室の実態を暴くとともに、同調圧力が強く、声をあげられない今の日本の状況を問い直すためと最初に紹介があった。

政府の無策により新型コロナウイルスの感染が拡大する中でも、東京五輪開催に突き進む政権内部のやり取りを告発し、子どもたちを観戦に動員する「学校連携観戦」の矛盾を指摘。

森喜朗オリ・パラ組織委員会元会長の「女性の発言は時間がかかる」という女性蔑視の大失言で、国内外から批判の嵐、15万筆超の大学生らの抗議のネット署名が、政府を追い詰める質問の励みになった。

世界158位のPCR検査体制、売上げの前年同月比75%のドイツなど、欧州各国の休業補償に比べて日本の貧弱なコロナ対策。感染が収まらない中で1.7兆円かけたGOTOキャンペーン。当然の感染拡大と民意とかけ離れた首相の発言で内閣支持率が急落、キャンペーンはようやく停止に。この事態に米紙も「ばかっている、無責任だ」と報道。そんな中でも五輪開催を強行しようとしている。

権力側が隠そうとすることを明るみに出し、権力を監視し、チェックする、そのために情熱をもって取材相手にあたる、それが記者としての私のテーマ。市民が声をあげれば、官邸の会見で質問を妨害され続ける私を見る目も変わる。一人ひとりの力は微力ではあるが無力ではない。

憲法とは支配者の暴走を防ぐもの。政府は「国を守る」ためと称して9条『改正』を目論み、南西諸島に自衛隊を配備する「オフショア・コントロール戦略」を展開。米中全面戦争を回避するために、あえて日中間で限定紛争を起こし、中国の力を弱めようとする策ではないかとの批判もある。アメリカの対中戦略に巻き込まれないためにも、日本の憲法は守らなければならない。

戦前の外交官で敗戦直後の総理大臣 幣原喜重郎は、その著書『日本国憲法～9条に込められた魂～』の中で、「世界が軍拡戦争の蟻地獄から抜け出すためには、武装する狂人ではなく素晴らしい狂人を必要としている。その歴史的使命を日本が果たすのだ」と言っている。

大切にしているガンジーの言葉がある。「あなたのすることのほとんどは無意味であるが、それでもしなければならない。それは世界を変えるためではなく、世界によって自分自身が変わられないようにするためである」。

社会部記者らしい視点で、取材で得た情報を次から次へと繰り出し、政治家の声色で笑いを誘い、身振り手振りを交えて、市民が声をあげ行動することの大切さをエネルギッシュに語った。

2021年第58回静岡県母親大会 分科会別参加者数

(人)

No	分科会名	参加者数	2回目以降券	計	年代									参加回数			
					10	20	30	40	50	60	70	80以上	不明	初めて	2～9	10以上	不明
1	映画「西から昇った太陽」と粕谷たか子さんのお話 (浜松)	62		62			1	4	11	19	19	8		9	27	26	
2	映画「西から昇った太陽」と間間Drの講演 (浜北・天竜)	99	7	106		2	1	1	5	29	37	12	12	15	38	23	23
3	沖縄の今 (磐田・袋井)	87	1	88					2	23	45	10	7	4	35	33	15
4	いのちの水って?リニア問題を考える(掛川)	54		54					2	18	32	2		8	23	23	
5	いのち輝く子育てを! (島田)	64	6	70			4	3	1	19	27	7	3	12	27	19	6
	リニア新幹線を考える環境・水・電力は? (藤枝)	47		47			1	1	2	8	29	5	1	11	15	21	
7	第5福竜丸事件と自分史(焼津)	48	8	56		1		3	3	10	19	4	8	2	16	15	15
8	私たちの税金の使われ方を考える 映画「ザ・思いやり」(静岡)	132	2	134		2	1	1	5	28	54	10	31	11	27	51	43
9	プラスチックゴミと海洋汚染(清水)	49		49		2	1	2	3	12	22	7		4	22	23	
10	「遠くなる戦争の記憶」(富士)	38	5	43			1	2		8	23	4		2	15	18	3
11	核兵器のない世界へ(富士宮)	39	3	42				1	1	12	20	5			24	15	
	映画「西から昇った太陽」と佐々木悦子さんのお話 (御殿場・小山・裾野)	39	10	49					2	8	22	1	6	6	10	11	12
13	沖縄の今(沼津)	49	4	53					2	15	26	5	1	3	9	27	10
14	地球の汚染と私たちの健康(三島・函南)	50	8	58				3	3	14	21	9		8	10	32	
15	韭山時代劇場で歴史散歩 (伊豆・伊豆の国)	34	2	36				1	1	16	12	4		4	16	14	
16	伊東大会プレ企画 見学分科会(伊東)	32		32		3	2			4	22	1		9	10	13	
合計		923	56	979	0	10	12	22	43	243	430	94	69	108	324	364	127
		100%			0	1.1	1.3	2.4	4.6	26.3	46.6	10.2	7.5	11.7	35.1	39.4	13.8

*清水はプラス小学生1人参加。

分科会・地域母親大会

生命を生み出す母親は 生命を育て 守ることをのぞみます

話し合いのテーマと会場

① 映画「西から昇った太陽」と
相谷たか子さんのお話「映画制作を
通してつちかわれたもの」
→6月5日(土) 14:00～16:00
東松岡公民館第1・2会議室 (定員50人)
【浜松・湖西地域】

助言者
相谷たか子さん (静岡県母親会代表)

③ 沖縄の今
—沖縄の歴史とたたかい—
→6月6日(日) 10:00～12:00
総合健康福祉会館1・2会議室 (定員100人)
【静岡・静岡地域】

助言者
山崎ひろみさん (元静岡県新聞記者)

⑤ 命をくずすを！
—度々いわれるある2人の息子に寄り添って—
→6月6日(日) 13:30～15:30
プラザおおるい大会議室 (定員70人)
【静岡・静岡地域】

助言者
原村静子さん (大石又七さん代表)

⑦ 第5福寿丸事件と自分史
—藤兄大石又七夫婦と私の子どもたち—
→6月12日(土) 10:00～12:00
大宮公民館 (定員60人)
【焼津地域】

助言者
河村静子さん (大石又七さん代表)

② 映画「西から昇った太陽」と
講演「核兵器禁止条約発効と核のない
平和な世界へ」
→5月15日(土) 13:30～16:00
浜北文化センター小ホール (定員100人)
【浜北・天竜地域】

講師
岡田元彦さん (生駒さたはま診療所所長)

④ いのちの水って？
—リニア問題を考える—
→6月5日(土) 13:30～16:30
掛川生涯学習センター第4会議室 (定員50人)
【掛川地域】

助言者
林克さん (静岡県地方自治研究所事務局長)

⑥ リニア新幹線を考える
—環境・水・電力は？—
→5月15日(土) 13:30～16:30
藤枝市立駅南図書館第2会議室 (定員50人)
【藤枝地域】

助言者
万賀野成さん (静大名誉教授)

⑧ 私たちの税金の使われ方を考える
映画「ザ・思いやりII」
上映とディスカッション
→5月30日(日) 13:40～16:30
アイゼル21 1階ホール (定員150人)
【静岡地域】

助言者
松内晃彦さん (静岡市生活と健康を守る会)

⑨ プラスチックゴミと海洋汚染と
—私たちの暮らし—
→6月13日(日) 13:30～16:00
岡生涯学習交流館 (定員50人)
【清水地域】

助言者
小早川繁子さん (地球温暖化防止センター)
小林 薫一さん (静岡県漁業・海産物研究所)

⑪ 核兵器のない世界へ
—世代をつないで—
→6月19日(土) 13:30～15:30
総合福祉会館第1・2会議室 (定員50人)
【富士宮地域】

助言者
高野よしみさん (被爆2世)
堀川寿平さん (元静岡県立大学教授)

⑬ 沖縄の今・・・
—学ぼう、考えよう、現状と課題—
→5月30日(日) 13:30～15:30
沼津労政会館3階 (定員60人)
【沼津地域】

助言者
山崎ひろみさん (元静岡県新聞記者)

⑮ 重山時代劇場で歴史散歩
—北条義時と伊豆国 いずのくに—
→5月23日(日) 10:00～11:30
重山時代劇場 (定員40人)
【伊豆・伊豆の国地域】

助言者
伊豆の国市学芸員

⑭ 平和～「遠くはる戦争の記憶」上映
—陸軍少年訓練兵学校の映像を見て
作書とともに考える—
→5月30日(日) 10:00～12:00
富士ロゼシアター第1会議室 (定員40人)
【富士地域】

助言者
伊東啓三さん (映像作家)

⑯ 映画「西から昇った太陽」上映と
佐々木悦子さんのお話
「映画は国境を越えて」
→6月27日(日) 14:00～16:00
裾野市生涯学習センター3階 (定員90人)
【御殿場・小山・裾野地域】

助言者
佐々木悦子さん (ヒギニ研)

⑰ 地球の汚染と私たちの健康
—免疫力を高める—
→5月16日(日) 13:30～15:30
三島市民生涯学習センター3階 (定員75人)
【三島・函南地域】

助言者
馬場利子さん (「プラムノ・ワールド」代表)

⑱ 22年in伊東大会ブル企画 見学分科会
① 伊東市の戦跡見学
② 八幡野メカノラーとジオパーク見学
→6月13日(日) 10:00～12:00
(定員50人) (伊東地域)

助言者
加藤好一さん (元琉球大学教授)
佐藤みつ子さん (八幡野の自然を守る会)

【分科会の申込方法】

* 分科会の申込みはお住まいの地域連絡会へ。

* 分科会は複数回参加できます。2回目以降の分科会参加は、

お住まいの地域連絡会に申し込んでください。

定員に空きがある場合に限り参加できます。参加協力券とは

別 (分科会参加券) (無料) が必要です。



分科会 NO 14	分科会名 地球の汚染と私たちの健康 ～免疫力を考える～			
助言者名 馬場利子	司会者名 山下恵		記録者名 下山祥江	
参加者数 58人	初めて 8人	2~9回 10人	10回以上 32人	不明 8人
年齢	10代 0人	20代 0人	30代 0人	40代 3人
	50代 3人	60代 14人	70代以上 30人	不明 8人

助言者から報告：馬場利子（プラムフィールド代表）

地球環境なのになぜ免疫力？

私たちの体も地球も免疫力が落ちている。体に危険なものは地球にも危険なものである。

台所の水が地球を汚している。

今、話題になっている『鬼滅の刃』は普遍的なメッセージを私たちに伝えている。

1. 主人公が困難に向き合ったとき、「考えろ、考えろ、考えろ」と、人のせいにせず、自分で困難を切り開こうとする。－考えることが大切。
2. 情けはひとのためならず －エコ活動は地球のためだけでなく自分のためになる。
3. 想いは必ず伝わる、国も変えられる 全集中 －実現するまでやりぬく。

香りの害

化学物質のかおり カタカナで表記できるもの 自然の物質ではない 必要なの？

2012 年から『香りは癒やし・消臭は身だしなみ』というイメージづくり→1 日平均 62 分の CM

化学物質過敏症ってどんな病気？ 子どもたちに影響は？どんな症状は？神経系を中心にした病気

合成香料は海外では禁止なのに、日本では使えてしまう。無香料を選ぼう。

シックハウス症候群は新築、建て替え 家に入れなくなった女性達が言い始めた。これは 1996 年から接着剤や木材の貼り合わせ等が盛んになって現れたが、当事者が声を上げ、動いたことで改善された。ホルムアルデヒドに対して基準ができ、建材に表示が義務づけられた。

→みんなで声をあげれば変わっていく。「考えろ、考えろ、考えろ」「動くことが大事」

SDG'S 誰ひとり取り残さない 虫まで 持続可能な...

韓国では学校給食を有機農業で出来た作物を使うことに決めた。

世界は有機農業に向かっている。農協は種と農薬を売ってきた。

化学物質は、食べ物よりも空気で吸い込む方が取り込みが多い。

①大人は 1 日 1 キロ 水分は 2 リットル ②空気は大人で 1 日 20 kg、食べ物の約 20 倍

“いのちの樽”は免疫力 樽の大きさはみな違う！

免疫力を高めるには、①食べ物 栄養 タンパク質とミネラル

②睡眠 香りがついたシーツ、枕カバーは自律神経を傷つける。

③日光にあたる 適度な運動

体を作るのは 自然の食べ物 加工食品ではない そのままでも十分

人工香料を禁止した世界の街 SDG 'S 生きやすいように環境を変える。

カナダ 職場で香料不使用を実施。ミシガン州香料で健康被害一障害をもつアメリカ人法成立。

これは困難（障害）を持っている人をまもるための法律

日本でも香害を告知する自治体が広がっている。化学物質過敏症（CS）香料自粛ポスター掲示など。
声を上げ話し合うことが大事

私たちが考えなければならない事—空気を汚しているのは誰か？ どんな社会を作るか？

家庭での取り組み。問題意識をみんなで持つ。同じ思いの人が繋がって取組むことが大事なのでは。

細胞を破壊する抗菌・消臭剤を禁止する動き

FAD アメリカ食品医薬局 2016年9月 薬用ミューズなど販売禁止。

菌を殺すのではなく、洗い流すだけで大丈夫。殺すと菌が強くなる。

EUは2015年に人や頭皮の殺菌を目的にした抗菌・殺菌剤の使用を禁止。

科学物質過敏症の治療は

- ・科学物質を取り込まない 住居・洗剤・食べ物・化粧品・芳香剤をチェック
室内の換気を良くする。 安全な食べ物を食べる。
- ・科学物質の排出を促す 季節の果物や野菜を摂る。

参加者の発言：Aは助言者からの回答

○富士宮 Sさん 生活のなかで参考にしたい。

しょうひざい？とは A:消費材（生活のなかで消えていくもの 使うもの 洗剤、食材も）

精油は？ A:ヒバ アロマ 自然、天然ものだが、表示をよく確認すること。香りは残らない。

こどもの健康について A:フッ素は有機フッ素と無機フッ素があるどちらも劇物

虫歯予防にフッ素？ A:中国では水道水に混ぜた時期—子どもの発達おくれ

虫歯予防にフッ素→ 何日間有効か？A:説明書では1週間 科学的根拠はなし

フッ素でぶくぶく 食べたら清潔にしよう 食べたら磨こう 仕上げはお母さん

『子どもの健康と環境に関する全国調査』—私たちが言い続けることで社会は変わる

○三島市 Hさん 白髪染め 頭皮の下に鉛が貯まっていると聞いた。やめたら髪が元気になった、
一般の物はジアニンという発がん性物質が含まれている。

○函南町 Iさん 洗剤は何を選んでいいか？ A:液体石けん、粉石けん、重曹（人にも地球にも
無害）いっぺんに変えるのではなく一つずつ変えてはどうか。

○三島市 Yさん 重曹をお風呂にいれるといい？ 分量は？ A:重曹は効果的。ビタミンEが含ま
れた薬っぱ1枚で塩素が除去される。

○三島市 Wさん 農家が多い地域。子どもがいるので樹木の殺虫剤、農薬が気になる。

通学時間帯は避けて欲しいとしてほしいと要望したいが、どう要望していったら良いか。

A:浜松市では空中散布をやめさせることができた。まず、自治体の環境関連部署に丁寧をお願い
する。嫌だと思っていることを話すことが大事。声を上げる事。対立しないように希望を伝える。
学校や町内会、議員にも働きかける。小さなアクションをしていけるといい。

まとめ

合成洗剤のない暮らし、香害そのニオイから身をまもるには？化学物質から身を守る方法は？

「考えよう考えよう考えよう」。若い人にエールを送ることも大事。言葉にしよう。

(第1号様式)

令和4年2月 / 日

函南町教育委員会教育長 様

住 所 三島市一番町2番29号

申請者

氏 名 一般社団法人三島田方法人会
(連絡先) 会長 平井 敏雄



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第11回税に関する絵はきコンク-1✓		
期 日	令和4年7月1日(金)～令和4年9月30日(金)		
会 場	三島田方法人会事務局		
主催者	団体名	一般社団法人三島田方法人会女性部会	
	代表者	木下 益枝	
	所在地	〒411-0036 三島市一番町2-29	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	①・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	国税庁・函南町・三島市・伊豆の国市 伊豆市・三島市教育委員会 伊豆の国市教育委員会・伊豆市教育委員会

裏面があります。



事業の対象と目的	対象 小学5、6年生 目的 税金は毎日の生活のなかで、どのように役立っているかを理解し、関心を深めてもらう。		
事業内容	税に関する絵と所定の用紙に描き、応募いたす。 応募いたした作品の中から審査会にて入賞作品を選考し、表彰とする。 会長賞に選定された作品は静岡県法入会連合会へ出展し、優秀な作品は全国法入会総連合へ出展。		
申請理由	当会は税知識の普及と納税意識の高揚を指針に掲げているなか、将来の納税者となる小学生への税教育の一端として当事業を展開していきたい。		
入場料	有 料 。 <u>無 料</u>	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

作品募集要項

① テーマ

税に関する絵(税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)であれば何でも構いません。

② 応募資格

小学生5、6年生対象です。

③ 応募点数

児童1人につき1点とします。

④ 応募締切

令和3年9月30日(木)

⑤ 応募方法および応募先

付属の「専用はがき」または「官製はがき」に氏名等の必要事項および税に関する絵を描いてご応募下さい。なお、官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。また、描画素材は問いません。文字や標語などの書き入れも可とします。(ただし、パソコンによる作成は不可とします。)

応募先・お問い合わせ先

〒411-0036 三島市一番町2-29 三島商工会議所3F

一般社団法人 **三島田方法人会** TEL.055-975-4845

⑥ 審査

応募作品は、応募者全員の中から公正に審査を行い選定致します。

⑦ 表彰・発表

審査結果(入選作品)は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知致します。なお、会長賞作品につきましては公益財団法人全国法人会総連合が実施するコンクールに出展します。

※応募者全員に参加賞があります。

⑧ 注意事項

- ① 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
- ② 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
- ④ 応募者の個人情報が入選者等への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

〈主催〉一般社団法人 **三島田方法人会 女性部会**

〈後援〉国税庁／三島市／伊豆市／伊豆の国市／函南町／三島市教育委員会／伊豆市教育委員会／伊豆の国市教育委員会／函南町教育委員会

法人会とは

税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる85万社の団体です。また、会員の研さんを支援する各種の研修会やボランティアなど地域に密着した活動を行い地域社会のお役に立っています。

健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

法人会

税 関 する

絵 画

コンクール

大募集!

税は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

郵便はがき

料金受取人払郵便

411-8790

890

三島郵便局
承認

890

差出 期限
2022年4月
30日まで

(受取人) 三島市一番町2番29号
三島商工会議所会館3階

一般社団法人 **三島田方法人会**
「税に関する絵はがきコンクール」係

小学校名	町 立	小学校	年
学 年	〒	市	年
住 所			
電話番号 (市外局番から)			
(フリガナ)			
氏 名			



三島市立山田小学校 5年 鶴澤 孝司



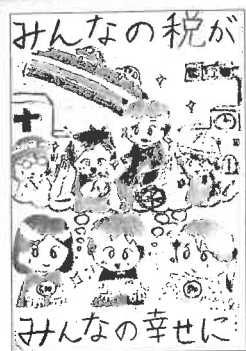
女性部会長賞
田南町立東小学校 6年 木内 梨乃



三島市立山田小学校 6年 山本 誠月



三島市立北小学校 6年 石川 伶奈



三島市長賞
三島市立北小学校 6年 柴田 碧



伊豆の国市長賞
伊豆の国市立大仁小学校 6年 増田 聖



伊豆市長賞
伊豆市立中伊豆小学校 6年 荒井 花穂



田南町長賞
田南町立東小学校 6年 岩崎 潤

わたし ぜいきん つう たが ささ あ
私たちは税金を通じて、お互いに支え合っています。
じぶん みらい ぜいきん しら かんが
自分たちの未来のためにも、税金について調べ、考えてみましょう。

税金って何？

みなさんも自分の「おこづかい」でお買い物をしたときに、商品代と一緒に「消費税」を払っています。

税金は「みんなに役立つこと」や「社会で助け合う活動」に使われています。

つまり、みんなで社会を支えるために集められる「会費」と言えます。

その他に身近な暮らしの中にもいろいろな税金があります。



税金はどんなことに使われているの？

みなさんに一番身近な「学校」では、校舎を建てたり改修するためや、毎日使っている教科書や机・イス・体育用具・パソコン・実験器具の購入などに使われています。

これだけでなく、みなさんが安全で楽しく遊べるように公園の整備、毎日の登下校が安全にできるために道路の整備、安全な暮らしのため警察や消防の活動など、税金は私たちが暮らしやすい環境を作るために、様々なところで役立っているのです。

